



山形県公報

平成29年5月9日(火)
第2842号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……495
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……496
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……497
- 同……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……498
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(同) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……499
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 基本測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(置賜総合支庁総務課) ……500
- 平成29年度狩猟免許試験の実施……………(みどり自然課) ……同
- 平成29年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施……………(同) ……501
- あっせん員候補者の公示……………(労働委員会) ……502

## 告 示

### 山形県告示第365号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、荒谷土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成29年5月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所         |
|----------|---------|-------------|
| 理 事      | 村 形 政 一 | 天童市荒谷7933番地 |
| 同        | 佐 藤 啓   | 同 43番地の2    |
| 同        | 佐 藤 孝   | 同 185番地     |
| 同        | 村 形 正 俊 | 同 7839番地    |
| 同        | 佐 藤 孝 一 | 同 85番地      |

|    |       |   |            |
|----|-------|---|------------|
| 同  | 酒井金之助 | 同 | 7973番地の2   |
| 同  | 佐藤新二  | 同 | 1936番地の5   |
| 同  | 今田弘幸  | 同 | 170番地      |
| 同  | 武田拓   | 同 | 69番地の1     |
| 監事 | 佐藤顕司  | 同 | 1973番地の163 |
| 同  | 佐藤俊一  | 同 | 177番地      |
| 同  | 佐藤勝昭  | 同 | 82番地       |

## 山形県告示第366号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、荒谷土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成29年5月9日

山形県知事 吉村美栄子

| 理事及び監事の別 | 氏名   | 住所             |
|----------|------|----------------|
| 理事       | 武田英一 | 天童市荒谷2451番地の16 |
| 同        | 武田巖  | 同 1番地の6        |
| 同        | 武田昭信 | 同 90番地         |
| 同        | 鈴木光広 | 同 176番地        |
| 同        | 村形幸司 | 同 7909番地       |
| 同        | 佐藤隆  | 同 1973番地の100   |
| 同        | 村形啓二 | 同 7946番地       |
| 同        | 今田勝英 | 同 154番地の1      |
| 同        | 佐藤邦雄 | 同 57番地         |
| 監事       | 黒沼広政 | 同 1973番地の466   |
| 同        | 佐藤俊一 | 同 177番地        |
| 同        | 佐藤勝昭 | 同 82番地         |

## 山形県告示第367号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成29年5月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
鶴子六沢土地改良区
- 2 事務所の所在地  
尾花沢市大字六沢285番地
- 3 認可年月日  
平成29年4月21日

## 山形県告示第368号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成29年5月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
舟形町土地改良区
- 2 事務所の所在地  
最上郡舟形町舟形909番地4
- 3 認可年月日  
平成29年4月27日

## 山形県告示第369号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、月光川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成29年5月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所             |
|----------|-----------|-----------------|
| 理 事      | 阿 部 善 兵 衛 | 飽海郡遊佐町吉出字東田道3番地 |
| 同        | 佐 藤 康 一 郎 | 同 直世字清水森57番地    |
| 同        | 石 垣 敏 勝   | 同 野沢字下ク子添52番地   |
| 同        | 齋 藤 育 夫   | 同 増穂字軒本19番地     |
| 同        | 小 野 寺 正 博 | 同 吉出字新割41番地の3   |
| 同        | 榊 原 一 男   | 同 小原田字平岡4番地     |
| 同        | 高 橋 昭 二   | 同 当山字中田浦3番地     |
| 監 事      | 津 田 徳 一 郎 | 同 遊佐字松葉2番地2     |
| 同        | 池 田 隆     | 同 小原田字家ノ後31番地   |

|   |         |   |            |
|---|---------|---|------------|
| 同 | 富 樫 信 幸 | 同 | 当山字福ノ中63番地 |
|---|---------|---|------------|

## 山形県告示第370号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、月光川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成29年5月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所               |
|----------|-----------|-------------------|
| 理 事      | 石 垣 敏 勝   | 飽海郡遊佐町野沢字下ク子添52番地 |
| 同        | 榊 原 一 男   | 同 小原田字平岡4番地       |
| 同        | 高 橋 昭 二   | 同 当山字中田浦3番地       |
| 同        | 佐 藤 康 一 郎 | 同 直世字清水森57番地      |
| 同        | 齋 藤 育 夫   | 同 増穂字軒本19番地       |
| 同        | 村 上 匡     | 同 吉出字奥屋3番地        |
| 同        | 小 野 寺 正 博 | 同 新割41番地の3        |
| 監 事      | 高 橋 秀 志   | 同 北目字丸子91番地       |
| 同        | 眞 嶋 一     | 同 庄泉字宮ノ下22番地      |
| 同        | 菅 原 雄 蔵   | 同 野沢字舞台33番地       |

## 山形県告示第371号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、浜中広岡土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成29年5月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所         |
|----------|---------|-------------|
| 監 事      | 高 橋 進   | 酒田市浜中甲108番地 |
| 同        | 高 橋 久 之 | 同 広岡新田466番地 |

**山形県告示第372号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、浜中広岡土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成29年5月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所         |
|----------|---------|-------------|
| 監 事      | 高 橋 進   | 酒田市浜中甲108番地 |
| 同        | 高 橋 久 之 | 同 広岡新田466番地 |

**山形県告示第373号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成29年5月9日から同月23日まで縦覧に供する。

平成29年5月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 瀬見新庄線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                               | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長    |
|-----------------------------------|------|--------------------|--------|
| 新庄市金沢字梨ノ木2250番2から<br>同 前野2259番1まで | 旧    | 18.0メートル<br>} 10.0 | 39メートル |
| 同 上                               | 新    | 18.0メートル<br>} 11.5 | 同 上    |

**山形県告示第374号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成29年5月9日から同月23日まで縦覧に供する。

平成29年5月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 瀬見新庄線
- 2 供用開始の区間 新庄市金沢字梨ノ木2250番2から  
同 前野2259番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年5月9日

**山形県告示第375号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成29年5月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域 東根市
- 2 基本測量を実施した期間 平成28年8月30日から平成29年3月24日まで
- 3 作業の種類

基本測量（地理識別子整備業務）

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成29年5月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成29年4月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人夢創工房
  - (2) 代表者の氏名  
井上 隆
  - (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市直江石堤3800番1
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、アントレプレナーシップ（起業家精神）の実践を通し地域の人々が豊かな環境を享受し、夢と生きがいにあふれる地域社会の実現を目指し、多種多様な起業家、個人、団体が集い活動する場を提供し、これらの人々が行う創造的活動を支援することにより、活力ある地域づくりに貢献することを目的とする。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成29年5月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 試験の期日及び場所

| 期 日           | 場 所         |
|---------------|-------------|
| 平成29年7月15日（土） | 庄内総合支庁      |
| 同 年8月20日（日）   | 置賜総合支庁（本庁舎） |
| 同 年9月9日（土）    | 山形県庁        |

- 2 時 間  
午前9時から午後5時30分まで
- 3 受験資格  
県内に住所を有する者で、平成29年度において狩猟免許を受けようとするもの。ただし、受験日において網猟免許及びわな猟免許にあっては18歳未満、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては20歳未満の者を除く。
- 4 受験手続
  - (1) 提出書類
    - イ 狩猟免許申請書
    - ロ 次のいずれにも該当しない旨の医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による銃砲の所持の許可を受けている者にあつては当該許可証の写し）
      - (イ) 総合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他

自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

(ロ) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(ハ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(イ)及び(ロ)に該当する者を除く。）

ハ 写真（申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの寸法で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚

(2) 提出先

山形県環境エネルギー部みどり自然課（山形市松波二丁目8番1号）

(3) 提出期間

イ 7月15日に実施する試験を受験する場合 6月19日（月）から7月4日（火）まで

ロ 8月20日に実施する試験を受験する場合 7月18日（火）から8月3日（木）まで

ハ 9月9日に実施する試験を受験する場合 8月7日（月）から同月24日（木）まで

5 その他

詳細については、環境エネルギー部みどり自然課に問い合わせること。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成29年5月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 適性試験及び講習の期日及び場所

| 期 日           | 場 所         | 受験者の居住地        |
|---------------|-------------|----------------|
| 平成29年7月19日（水） | 最上総合支庁      | 主に最上総合支庁管内の市町村 |
| 同 月20日（木）     | 置賜総合支庁（本庁舎） | 主に置賜総合支庁管内の市町  |
| 同 年8月30日（水）   | 庄内総合支庁      | 主に庄内総合支庁管内の市町  |
| 同 年8月31日（木）   | 村山総合支庁（本庁舎） | 主に村山総合支庁管内の市町  |
| 同 年9月13日（水）   | 村山総合支庁（本庁舎） | 県内の全市町村        |

2 受験資格

県内に住所を有し、有効期限が平成29年9月14日の狩猟免許を所持する者

3 受験手続

狩猟免許更新申請書に次の書類（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による銃砲の所持の許可を受けている者にあつては当該許可証の写し及び第2号に掲げる書類）を添えて、試験等の日の10日前までに居住地を所管する総合支庁に提出すること。

(1) 次のいずれにも該当しない旨の医師の診断書

イ 総合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

ロ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

ハ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（イ及びロに該当する者を除く。）

(2) 写真（申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの寸法で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚

4 その他

詳細については、各総合支庁保健福祉環境部環境課に問い合わせること。

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定によるあっせん員候補者は、次のとおりとする。

平成29年5月9日

山形県労働委員会  
会長 立松

潔

| 氏名    | 履歴                               |
|-------|----------------------------------|
| 立松 潔  | 山形県労働委員会委員、国立大学法人山形大学名誉教授        |
| 山上 朗  | 山形県労働委員会委員、弁護士                   |
| 阿部 未央 | 山形県労働委員会委員、国立大学法人山形大学准教授         |
| 鈴木 靖子 | 山形県労働委員会委員、山形家庭裁判所家事調停委員         |
| 村山 永  | 山形県労働委員会委員、弁護士                   |
| 伊藤 功  | 山形県労働委員会委員、自治労山形県本部書記長           |
| 水戸 吉一 | 山形県労働委員会委員、全国交通運輸労働組合総連合山形県支部委員長 |
| 舘内 悟  | 山形県労働委員会委員、日本労働組合総連合会山形県連合会副事務局長 |
| 伊藤 幹男 | 山形県労働委員会委員、東北電力労働組合山形県本部委員長      |
| 中村 理子 | 山形県労働委員会委員、自治労山形県本部書記次長          |
| 石堂 栄一 | 山形県労働委員会委員、酒田商工会議所専務理事           |
| 丹 哲人  | 山形県労働委員会委員、一般社団法人山形県経営者協会専務理事    |
| 高橋紀美子 | 山形県労働委員会委員、株式会社秀電社代表取締役社長        |
| 石原 信義 | 山形県労働委員会委員、山形パナソニック株式会社総務部長      |
| 大風 亨  | 山形県労働委員会委員、株式会社大風印刷代表取締役社長       |
| 石川 由美 | 山形県労働委員会事務局長                     |
| 須貝 幸司 | 山形県労働委員会事務局審査調整課長                |